

議第82号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年4月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「第73条の16」を「第73条の6」に改める。

第4条第5項第1号中「の種別割」を削る。

第11条第2項第3号中「第73条の11第1項」を「第73条第1項」に改める。

第21条の2第2項第1号中「掲げる金額（以下この項）」を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号および第3号）」に改める。

第39条の4第1項中「10万円」を「16万円」に、「本条」を「この条」に、「23万円」を「66万円」に、「12万円」を「34万円」に改める。

第59条中「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を

「「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、同法第3条に規定す

る普通自動車および同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう」に改め、同条各号を削る。

第60条第1項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第60条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第1項」を「前項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第2項とする。

ただし、公用または公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第61条第1項中「自動車税の賦課徴収については」および「前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）および」を削り、同条第2項中「自動車の取得者および」を削り、同条第3項および第4項を削る。

第62条の見出しを「（日本赤十字社が所有する自動車に対する自動車税）」に改める。

第63条の見出し、同条第1項および第3項、第64条の見出しならびに同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第65条から第73条の3までを削る。

第73条の4の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第6号中「知的障害者福祉法」の右に「（昭和35年法律第37号）」を、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の右に「（昭和25年法律第123号）」を加え、同条第2項中「第73条の7に規定する種別割の」を「第68条に規定する自動車税の」に、「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項中「種別割を」を「自動車税を」に、「種別割に」を「自動車税に」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条を第65条とする。

第73条の5の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第3号ア（ア）中「一般乗合用バス」の右に「（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。（イ）ならびに第73条の5第1項および第2項において同じ。）」を加え、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の右に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第3項中「学校教育法」の右に「（昭和22年法律第26号）」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の右に「（同号イに係る部分に限る。）」を加え、同条第4項中「第1項第5号ウ」を「第1項（第5号ウに係る部分に限る。）」に、「の2分の1」を「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項において同じ。）の2分の1」に改め、同条を第66条とする。

第73条の6（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第67条とする。

第73条の7（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第68条とする。

第73条の8の見出しならびに同条第1項および第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第69条とする。

第73条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第70条とする。

第73条の10の見出しならびに同条第1項および第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に、「第73条の7」を「第68条」に改め、同条第4項中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割を」を「自動車税を」に、「第73条の11」を「第73条」に、「収納計器」を「知事が指定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第5項中「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第7項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第71条とする。

第73条の10の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に改め、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の右に「（平成14年法律第151号）」を加え、「電子情報処理組織」を「同項に規定する電子情報処理組織（以下この条において「電子情報処理組織」という。）」に、「施行規則第9条の16に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同条を第72条とする。

第73条の11の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第13条第1項の規定による移転登録（次項において「移転登録」という。）」に、「施行規則第9条の17に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第2号中「第73条の4」を「第65条」に改め、同項第5号中「第60条第3項」を「第60条第2項」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第73条とする。

第73条の12の見出しおよび同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第73条の2とする。

第73条の13の見出しおよび同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項第2号中「第73条の4第2項第1号」を「第65条第2項第1号」に改め、同条を第73条の3とする。

第73条の14の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号中「の特定身体障害者等」の右に「（身体障害者のうち規則で定める者（以下この号において「特定身体障害者」という。））、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（次号において「戦傷病者」という。）のうち規則で定める者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者（次号において「知的障害者」という。）のうち規則で定める者（以下この号において「特定知的障害者」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（次号において「精神障害者」という。）のうち規則で定める者（以下この号において「特定精神障害者」という。）をいう。以下この号および次項において同じ。）」を加え、同項第2号中「身体障害者等」を「身体障害者、戦傷病者、

知的障害者または精神障害者」に改め、同条第2項中「第73条の11」を「第73条」に、「第73条の10第4項」を「第71条第4項」に、「種別割額」を「自動車税額」に、「種別割を」を「自動車税を」に改め、「運転免許証等」の右に「（運転免許証その他運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるものをいう。）」を加え、同条第3項中「第73条の11」を「第73条」に、「第73条の10第4項」を「第71条第4項」に、「種別割額」を「自動車税額」に、「種別割を」を「自動車税を」に改め、同条を第73条の4とする。

第73条の15の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「一般乗合旅客自動車運送事業」の右に「（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。次項において同じ。）」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「コミュニティバス路線」の右に「（知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線をいう。次項において同じ。）」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「第73条の8第1項」を「第69条第1項」に改め、同項第1号中「第73条の4第2項第1号」を「第65条第2項第1号」に改め、同条を第73条の5とする。

第73条の16の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第73条の7」を「第68条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第3号中「第73条の4第2項第5号」を「第65条第2項第5号」に改め、同条を第73条の6とする。

付則第4条の2の2第1項第3号中「附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

付則第4条の3第1項中「がある」を「（法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。）がある」に改め、同条第3項中「金額（」を「金額（法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。）（」に改め、「住宅借入金等」の右に「（同項第3号に規定する住宅借入金等をいう。）」を加える。

付則第4条の4第1項中「がある」を「（法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。）がある」に改め、同条第3項中「金額（」を「金額（法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。）（」に改める。

付則第5条の4の前の見出しおよび同条を削る。

付則第5条の4の2に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年までまたは」を「同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条および付則第21条において「居住年」という。）が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の右に「（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合

には、その適用後の額) から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)」を加え、同項第1号中「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の右に「(平成7年法律第11号)」を加え、同項第2号中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の右に「(昭和22年法律第175号)」を加え、同条第2項中「付則第5条の4の2第1項」を「付則第5条の4第1項」に改め、同条を付則第5条の4とする。

付則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「付則第5条の4の2第1項」を削る。

付則第6条の2第2項中「掲げる金額」の右に「と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)との合計額」を加える。

付則第7条の4中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

付則第8条第6項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同条第7項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、同条第12項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第15項中「第12条の7」を「第13条の6」に、「第12条の2の2第1項」を「第13条第1項」に、「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

16 診療所(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。)の開設者または管理者が同法第30条の4第2項第11号イ(2)に掲げる区域のうち政令で定める区域において診療所の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

付則第10条の2の6第8項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の右に「(昭和54年法律第49号)」を加える。

付則第10条の2の7を削る。

付則第10条の2の6の2中「附則第12条の2の7の2第3項」を「附則第12条の2の8第3項」に改め、同条を付則第10条の2の7とする。

付則第10条の2の8から第10条の2の12までを削る。

付則第10条の3の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第73条の5第1項第1号ア(ア)」を「第66条第1項第1号ア(ア)」に、「施行規則第9条の2第1項に規定する」、「施行規則附則第5条第1項に規定する」、「施行規則附則第5条第2項に規定する」および「同条第1項に規定する」を「総務省令で定める」に、「第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう。」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源

として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第1号ならびに」に、「第73条の3第1項第6号」を「第66条第1項第3号ア（ア）」に改め、「の種別割」を削り、「第73条の5第1項」を「同条第1項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。）または石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。次号、次項第3号および第3項第1号において同じ。）に該当するものを除く。同項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の第65条第2項に規定する新規登録（以下この条ならびに次条第1項および第2項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

付則第10条の3第2項中「第73条の5第1項」を「第66条第1項」に、「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「第66条第1項第1号ア（ア）aに規定する排出ガス保安基準（以下この号）」を「自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号および次項各号）」に、「施行規則附則第5条の2第1項に規定する」を「総務省令で定める」に、「同法第41条第1項」を「同条第1項」に改め、「平成21年10月1日（」の右に「同法第40条第3号に規定する」を加え、「以下のもの」を「以下の天然ガス自動車」に、「施行規則第9条の2第3項に規定する」および「施行規則附則第5条の2第2項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第3号中「第66条第1項第1号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第66条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1

日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率

(以下この項および付則第10条の3の3第1項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号および第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号および第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので総務省令で定めるもの

- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものまたは同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

付則第10条の3の2第1項中「第60条第2項に規定する運行」を「運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)」に、「施行規則附則第5条の2の2に規定する」を「総務省令で定める」に改め、「の種別割」を削り、「第73条の5第1項」を「第66条第1項」に改め、同条第2項中「第60条第2項に規定する」を削り、「施行規則附則第5条の2の2に規定する」を「総務省令で定める」に改め、「の種別割」を削り、「第73条の5第1項」を「第66条第1項」に改め、同条第3項中「第73条の5第1項第5号イ」を「第66条第1項第5号イ」に、「第73条の6」を「第67条」に改め、同条第4項および第5項中「の種別割」を削る。

付則第10条の3の3の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「施行規則附則第5条の2の3に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同条第2項中「の種別

割」を削り、「第73条の8」を「第69条」に、「第73条の11および第73条の12」を「第73条および第73条の2」に改め、同条第3項中「の種別割」を削る。

付則第11条の2第3項第2号中「、付則第5条の4の2第1項」を削り、「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」を「および付則第5条の4第1項」に改める。

付則第12条第3項第3号中「、付則第5条の4の2第1項」を削り、「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」を「および付則第5条の4第1項」に改め、同条第5項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

付則第13条第3項第3号中「、付則第5条の4の2第1項」を削り、「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」を「および付則第5条の4第1項」に改める。

付則第13条の2第1項および第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

付則第14条第4項第3号、第14条の2第3項第3号および第14条の4第2項第3号中「、付則第5条の4の2第1項」を削り、「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」を「および付則第5条の4第1項」に改める。

付則第14条の5第1項中「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下この条において「租税条約等実施特例法」という。）」に改め、同条第2項第2号および第5項第2号中「、付則第5条の4の2第1項」を削り、「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」を「および付則第5条の4第1項」に改める。

付則第21条第1項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条において「震災特例法」という。）」に改め、「および第5条の4の2」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表付則第5条の4第1項の項から付則第5条の4第1項第3号の項までを削り、同表付則第5条の4の2第1項の項中「付則第5条の4の2第1項」を「第1項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の右に「（平成23年法律第29号）」を加え、同表付則第5条の4の2第1項第1号の項中「付則第5条の4の2第1項第1号」を「第1項第1号」に改め、同表付則第5条の4の2第1項第2号の項中「付則第5条の4の2第1項第2号」を「第1項第2号」に改め、同条第2項中「および第5条の4の2」を削り、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第1項第1号中「または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項までもしくは第7項から第11項まで」」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「付則第5条の4の2第1項」を「付則第5条の4第1項」に改める。

付則第22条第1項中「損壊した家屋（以下この項および次項）を「損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、または所在していたものに限る。以下この項）に、「令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」に改め、同条第2項中「被災家屋」を「東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋」に改め、「土地（」の右に「福島県の区域内にあるものに限る。」を加え、「令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「次条第1項」を「付則第25条第1項」に、「施行令附則第31条第4項に規定する」を「政令で定める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「施行令附則第31条第5項に規定する」を「政令で定める」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「所在していた農用地」の右に「（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。）」を加え、「施行令附則第31条第6項に規定する」を「政令で定める」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第23条および第24条を次のように改める。

第23条および第24条 削除

付則第25条を次のように改める。

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第25条 自動車等持出困難区域（避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車または法第442条第3号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものを当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下この項において同じ。）内の自動車が、次に掲げる自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第60条第1項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

- (1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
- (2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止し、または同条第11項に規定する引取業者（次号アにおいて「引取業者」という。）に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止したものまたは同日から9月以内に解体したもの

(3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し、または引取業者に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止したものまたは同日から9月以内に解体したもの

付則第29条中「付則第5条の4の2第3項」を「付則第5条の4第3項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例付則第22条第1項に規定する代替家屋の取得が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、または所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋（）」とする。

5 新条例付則第22条第2項に規定する土地の取得が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「土地（）」とする。

(軽油引取税に関する経過措置)

6 施行日前に滋賀県税条例第54条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは同条例第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第54条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

7 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用

する。

- 8 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 9 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）第73条第1項、第73条の2第1項または付則第23条第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第73条第5項、第73条の2第2項もしくは付則第23条第2項の規定による還付または旧条例第73条第7項（旧条例第73条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。）もしくは付則第23条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。
- 10 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 11 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例付則第25条第1項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和3年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付または同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

（合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

- 12 合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和27年滋賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

第1条中「の種別割」を削る。

第1条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条中「の種別割」を削り、「第73条の5」を「第66条」に改める。

第2条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「の種別割」を削り、「第73条の8から第73条の10」を「第69条から第71条」に改める。

第3条の見出しおよび同条第1項中「の種別割」を削り、同条第2項中「種別割の」を削り、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割を」を「自動車税を」に改め、同条第4項中「の種別割」を削る。

第4条の見出し、同条第1項および第5条中「の種別割」を削る。

（滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 13 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（令和元年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第1項第1号中「および付則第5項から第8項まで」を「、第5項および第6項」に改め、同項第3号中「付則第9項」を「付則第7項」に改める。

議第82号
専決処分につき承認を求めることについて

付則中第7項および第8項を削り、第9項を第7項とする。